

告示

埼玉県告示第百二十号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第四条第四項の規定により、指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

変更後の土地の区域は、令和二年四月一日から適用する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する建築安全センター及び当該市町村の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

令和二年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 変更した土地の区域

市町村	土地の区域
越生町	大字越生の一部、大字上野の一部、大字如意の一部、大字西和田の一部、大字大谷の一部、大字古池の一部、大字成瀬の一部、大字津久根の一部
鳩山町	大字熊井の一部、大字高野倉の一部

二 変更年月日

令和二年二月五日